

医療保険による訪問看護の利用料Ⅰ

令和8年6月1日改訂

ア 基本利用料①（訪問看護基本療養費）

基本療養費 ※一部記載		基本利用料	利用者負担額（円）		
		（円）	1割	2割	3割
訪問看護基本療養費（Ⅰ） （保健師・助産師・看護師による場合）	週3日目まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	週4日目以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
訪問看護基本療養費（Ⅰ） （理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による場合）		5,550円	555円	1,110円	1,665円
訪問看護基本療養費（Ⅰ） （緩和ケア・褥瘡・人工肛門・人工膀胱ケアに関する研修を受けた看護師による場合）		12,850円	1,285円	2,570円	3,855円
訪問看護基本療養費（Ⅲ）	入院中に外泊した際の訪問看護時	8,500円	850円	1,700円	2,550円

イ 基本利用料②（訪問看護管理療養費）

基本療養費 ※一部記載				基本利用料	利用者負担額（円）		
				（円）	1割	2割	3割
訪問看護管理療養費	月の初日	■	従来型(その他)	7,670円	767円	1,534円	2,301円
	2日以降	■	訪問看護管理療養費1	3,000円	300円	600円	900円

ウ 加算及びその他の療養費 ※要件を満たす場合、状態に応じた各種加算を算定致します。

項目 ※一部記載			基本利用料	利用者負担額（円）		
			（円）	1割	2割	3割
24時間対応体制加算（月1回）	看護業務の負担軽減への取組み有。		6,800円	680円	1,360円	2,040円
	上記以外		6,520円	652円	1,304円	1,956円
緊急訪問看護加算（1日につき）	月14日目まで		2,650円	265円	530円	795円
	月15日目以降		2,000円	200円	400円	600円
夜間・早朝訪問看護加算（1回につき）	夜間（18時～22時）		2,100円	210円	420円	630円
	早朝（6時～8時）					
深夜訪問看護加算（1回につき）	深夜（22時～翌朝6時）		4,200円	420円	840円	1,260円
特別管理加算（Ⅰ）（月1回）	重症度の高い方の場合		5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算（Ⅱ）（月1回）	上記以外		2,500円	250円	500円	750円
難病等複数回訪問加算	1日2回	同一建物内1人又は2人	4,500円	450円	900円	1,350円
	1日3回以上	同一建物内1人又は2人	8,000円	800円	1,600円	2,400円
複数名訪問看護加算	看護師等の場合 （週1日）	同一建物内1人又は2人	4,500円	450円	900円	1,350円
		同一建物内3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
長時間訪問看護加算	1時間30分以上訪問した場合		5,200円	520円	1,040円	1,560円
乳幼児加算（6歳未満）（1日につき）	厚生労働大臣が定める者		1,800円	180円	360円	540円
	上記以外の者		1,300円	130円	260円	390円
退院時共同指導加算			8,000円	800円	1,600円	2,400円
	※特別管理指導加算		2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算（退院日の訪問時）			6,000円	600円	1,200円	1,800円
	長時間にわたる療養上必要な指導の場合		8,400円	840円	1,680円	2,520円
看護・介護職員連携強化加算(月1回)			2,500円	250円	500円	750円
専門管理加算（月1回）			2,500円	250円	500円	750円
訪問看護ターミナル療養費 1			25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
訪問看護情報提供療養費 1	市町村若しくは都道府県又は 指定特定・指定障害児相談支援事業者		1,500円	150円	300円	450円
訪問看護情報提供療養費 2	保育所・幼稚園、義務教育学校、高等学校 等					
訪問看護情報提供療養費 3	保険医療機関、介護老人保健施設、介護医療院					
訪問看護医療DX情報活用加算(月1回)	オンライン資格確認等システムを通じ、診療情報を取得し、質の高い医療を提供している。		50円	5円	10円	15円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）(月1回)			1050円	105円	210円	315円
訪問看護物価対応料1 （1日につき）	月の初日		60円	6円	12円	18円
訪問看護物価対応料2 （1日につき）	2日目以降		20円	2円	4円	6円

精神科訪問看護の利用料Ⅱ

エ 基本利用料①（精神科訪問看護基本療養費）

基本療養費 ※一部記載		基本利用料	利用者負担額（円）		
		（円）	1割	2割	3割
精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ） （保健師・看護師・作業療法士による場合）	週3日目まで30分以上の場合	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	週3日目まで30分未満の場合	4,250円	425円	850円	1,275円
	週4日目以降30分以上の場合	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	週4日目以降30分未満の場合	5,100円	510円	1,020円	1,530円
精神科訪問看護基本療養費（Ⅳ）	入院中の外泊時	8,500円	850円	1,700円	2,550円

オ 加算 ※「ウ 加算及びその他の療養費」⑩以外は同様の加算算定

項目 ※一部記載			基本利用料	利用者負担額（円）		
			（円）	1割	2割	3割
精神科緊急訪問看護加算（1日につき）	月14日目まで		2,650円	265円	530円	795円
	月15日目以降		2,000円	200円	400円	600円
夜間・早朝訪問看護加算（1回につき）	夜間（18時～22時）		2,100円	210円	420円	630円
	早朝（6時～8時）					
深夜訪問看護加算（1回につき）	深夜（22時～翌朝6時）		4,200円	420円	840円	1,260円
精神科複数回訪問加算	1日2回	同一建物内1人又は2人	4,500円	450円	900円	1,350円
		同一建物内3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
	1日3回以上	同一建物内1人又は2人	8,000円	800円	1,600円	2,400円
		同一建物内3人以上	7,200円	720円	1,440円	2,160円
精神科重症患者支援管理連携加算（月1回）	精神科在宅患者支援管理料2のイ		8,400円	840円	1,680円	2,520円
	精神科在宅患者支援管理料2のロ		5,800円	580円	1,160円	1,740円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）（月1回）			1050円	105円	210円	315円
訪問看護物価対応料1（1日につき）	月の初日		60円	6円	12円	18円
訪問看護物価対応料2（1日につき）	2日目以降		20円	2円	4円	6円

介護保険による訪問看護の利用料

令和8年6月1日改訂

ア 基本利用料

コード 1回当りの所要時間		単位数 11.40	利用者負担額（円）			
			10割	1割	2割	3割
I 1	20分未満	314	3,580円	358円	716円	1,074円
I 2	20分以上30分未満	471	5,369円	537円	1,074円	1,611円
I 3	30分以上1時間未満	823	9,382円	938円	1,876円	2,815円
I 4	1時間以上1時間30分未満	1,128	12,859円	1,286円	2,572円	3,858円

＊理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が行う訪問看護

コード	1回当りの所要時間	単位数 11.40	利用者負担額（円）			
			10割	1割	2割	3割
I 5	20分以上（1回につき）	294	3,352円	335円	670円	1,005円
I 5・2超	20分以上（1日2回を超えた場合265単位）	795	9,063円	906円	1,813円	2,719円

＊理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問するという位置付けになります。

＜同一建物居住の場合の減算＞

要件	利用者負担額
1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する利用者に対して訪問看護を行った場合	所定単位数の90/100
1月当たりの利用者が同一の建物に50人以上居住する利用者に対して訪問看護を行った場合	所定単位数の85/100

イ 加算 ※一部記載

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	要件		単位数 11.40	利用者負担額（円）			
				10割	1割	2割	3割
夜間・早朝加算	夜間（18時～22時）早朝（6時～8時）にサービスを提供した場合		基本利用料の25％（1回につき）				
深夜加算	深夜（22時～翌朝6時）にサービスを提供した場合		基本利用料の50％（1回につき）				
緊急時訪問看護加算	利用者や家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整えかつ必要に応じて緊急時訪問を行った場合（1月につき）	（Ⅰ）	600	6,840円	684円	1,368円	2,052円
		（Ⅱ）	574	6,544円	654円	1,309円	1,963円
複数名訪問加算（Ⅰ）	複数の看護師等が同時に30分未満の訪問看護を行った場合（1回につき）		254	2,896円	290円	579円	869円
	複数の看護師等が同時に30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）		402	4,583円	458円	917円	1,375円
長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）		300	3,420円	342円	684円	1,026円
特別管理加算（Ⅰ）	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合（1月につき）		500	5,700円	570円	1,140円	1,710円
特別管理加算（Ⅱ）	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合（1月につき）		250	2,850円	285円	570円	855円
専門管理加算	専門の研修（緩和ケア・褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る研修又は特定行為研修）を受けた看護師が計画的な管理を行った場合。		250	2,850円	285円	570円	855円
ターミナルケア加算	利用者の死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合（当該月につき）		2,500	28,500円	2,850円	5,700円	8,550円
初回加算	新規の利用者又は過去2月において訪問看護の提供を受けておらず、新たに訪問看護計画書を作成した場合（1月につき）	（Ⅰ） 退院当日	350	3,990円	399円	798円	1,197円
		（Ⅱ） 退院翌日	300	3,420円	342円	684円	1,026円
退院時共同指導加算	退院・退所にあたり当該施設の従業者と共同し、在宅での療養上の必要な指導を行い、その内容を文書により提供し、退院・退所後に初回の訪問看護を行った場合（退院・退所につき1回）		600	6,840円	684円	1,368円	2,052円
看護介護職員連携強化加算	訪問看護師が、訪問介護員等に対し、喀痰吸引等の業務が円滑に行われるように支援を行った場合（1月につき1回）		250	2,850円	285円	570円	855円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	厚生労働大臣が定める当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1回につき）		3	34円	3円	7円	10円

介護予防訪問看護の利用料

ウ 基本利用料

コード 1回当りの所要時間		単位数 11.40	利用者負担額（円）			
			10割	1割	2割	3割
予Ⅰ1	20分未満	303	3,454円	345円	691円	1,036円
予Ⅰ2	20分以上30分未満	451	5,141円	514円	1,028円	1,542円
予Ⅰ3	30分以上1時間未満	794	9,052円	905円	1,810円	2,715円
予Ⅰ4	1時間以上1時間30分未満	1,090	12,426円	1,243円	2,485円	3,728円

＊＜理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が行う訪問看護＞

コード 1回当りの所要時間		単位数 11.40	利用者負担額（円）			
			10割	1割	2割	3割

予Ⅰ5	20分以上（1回につき）	284	3,238円	324円	648円	971円
-----	--------------	-----	--------	------	------	------

＊理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問するという位置付けになります。

＜同一建物居住の場合の減算＞

要件				利用者負担額		
1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する利用者に対して訪問看護を行った場合				所定単位数の90/100		
1月当たりの利用者が同一の建物に50人以上居住する利用者に対して訪問看護を行った場合				所定単位数の85/100		
12ヶ月超減算	①前年度の理学療法士等の訪問回数が看護職員による訪問回数を超えている場合 ②緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していない場合 （1回につき）	-5	-57円	-6円	-11円	-17円

※上記の利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改訂された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。その場合には、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせいたします。

エ 介護職員等処遇改善加算について

当事業所では、介護職員等の処遇改善及び賃金向上の為、以下の通り「介護職員等処遇改善加算を」算定いたします。一ヶ月分の②基本利用料①加算の総単位数に下記の加算率を乗じた額が別途加算されます

コード	要件	加算率
介護職員等処遇改善加算	1ヶ月分の総単位数に所定の加算率を乗じた額が別途加算されます。	1.8%